

## 深浦町新生活応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、深浦町に県外から移住した者に対し、予算の範囲内で深浦町が実施する深浦町新生活応援金（以下「応援金」という。）を交付することにより、深浦町への移住・定住の促進を図ることを目的とする。

(交付金額)

第2条 応援金の金額は、次のとおりとする。

- (1) 世帯の申請の場合 25万円とする。
- (2) 単身の申請の場合 15万円とする。

2 前項のほか、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、移住した日の属する年度の4月1日現在において18歳未満の者1人につき、25万円を加算するものとする。

(交付対象者)

第3条 次の(1)の要件を満たし、かつ、(2)から(5)のいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては(6)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の5年間のうち、通算2年6月以上県外に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として働いていたこと（起業に関する要件に基づく申請をする場合にあつては直前の10年間のうち、通算5年以上県外に在住）。ただし、当該5年間のうち、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校（専門課程を置く専修学校をいう。）その他の高等教育機関（以下「大学等」という。）に在学していた期間がある場合は、2年間を限度として勤務年数とみなすことができる。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上県外に居住していたこと。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

- (ア) 令和8年3月1日以降に転入したこと。
- (イ) 応援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- (ウ) 深浦町に、応援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- (エ) 深浦町移住支援金及び深浦町医療・福祉職子育て世帯移住支援金の交付対象者でないこと。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。ただし、応援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、都道府県及び市町村が認める場合を除く。
- (ウ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として応援金を受給していないこと。
- (エ) その他深浦町が応援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

## (2) 就職に関する要件

ア 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が、本町の区域から自家用車又は公共交通機関による通常交通状況下において、片道おおむね90分以内で通勤可能であると町長が認める範囲に所在すること。
- (イ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続し

て3か月以上在職していること。

(エ) 当該法人等に、応援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が、本町の区域から自家用車又は公共交通機関による通常の下状況下において、片道おおむね90分以内で通勤可能であると町長が認める範囲に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

(ウ) 当該就業先において、応援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提ではないこと。

(3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の拠点とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する(原則、恒常的に通勤しない)こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 起業に関する要件 1年以内に、公益財団法人21あおもり産業総合支援センターが実施する起業支援事業（以下「起業支援事業」という。）に係る補助金の交付決定を受けていること。

(5) 関係人口に関する要件 次に掲げるアの（ア）又は（イ）のいずれかの要件に該当し、かつ、イの（ア）から（エ）のいずれかの要件に該当すること。

ア 支給対象者の要件

（ア）過去5年以内に、深浦町へふるさと納税を行ったことがある者

（イ）過去5年以内に、ふるさと会「深浦会東京」が主催する総会及びイベント等に参加したことがある者

イ 地域の担い手確保の要件

（ア）農林水産業に就業する者

（イ）家業等へ就業する者

（ウ）バス運転手、タクシー運転手に従事しており、かつ、移住後も従事する意向がある者

（エ）深浦町や地域づくり団体等に関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ） 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和8年3月1日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 応援金の申請者は、新生活応援金交付申請書(様式第1号)、移住先の就業先(テレワークの場合は所属先等)の就業証明書(様式第2号の1又は様式第2号の2)及び本人確認書類に加え、当該申請が前条の要件を満たすことを証する次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。なお、申請の最終期日は当該年度の1月31日とする。

(1) 移住に関する書類

(ア) 移住前の在住期間及び在住地が分かる住民票

(イ) 退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等、移住元での在勤地・就業期間を確認できる書類

(2) 起業に関する書類

(ア) 起業支援事業に係る交付決定通知の写し

(3) 世帯に関する書類

(ア) 移住元及び申請時において同一世帯であることが分かる住民票

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、応援金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知する。審査の結果、交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における交付が不可である場合は、その旨を申請者に通知する。

(応援金の交付)

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に応援金の交付を行うものとする。応援金の請求は、新生活応援金請求書(様式第4号)を町長に提出して行うものとする。

(報告及び立入調査)

第7条 深浦町は、応援金の交付について必要があると認めるときは、交付決定者に対して応援金事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(就業及び居住状況の報告)

第8条 応援金受給者は、申請日から1年を経過するごとに就業・居住状況報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。ただし、申請日から5年経過した場合又は次条に規定する返還請求の対象となった場合は、この限りでない。

(返還請求)

第9条 町長は、応援金の交付を受けた者が次の各号の要件に該当する場合、応援金の全額又は半額の返還を請求する。

(1) 全額の返還を請求する場合

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 申請日から3年未満に深浦町外に転出した場合

ウ 申請日から1年以内に応援金の要件を満たす職を退職し、又は解雇された場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還を請求する場合

申請日から3年以上5年以内に深浦町外に転出した場合

(返還免除の申請)

第10条 受給者は、前条に規定する返還要件に該当するに至った原因が雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、新生活応援金返還免除申請書(様式第6号)及び返還免除理由を称する書類により町長に返還の免除を申請することができる。

(返還免除決定等の通知)

第11条 町長は、返還免除の可否に係る決定内容を新生活応援金返還免除承認通知書(様式第7号)又は新生活応援金返還免除不承認通知書(様式第8号)により当該

申請者に通知するものとする。

(雑則)

第12条 本要綱に定めるもののほか、応援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。